



東北ブロックにおける審査上の取扱い（ブロック取決）のご案内

令和8年2月1日

東北ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い（ブロック取決）について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、東北ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

（※） 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

【東北ブロック取決事項】

医科

No.	取扱い	根拠	備考
1	トリプルルーメン構造の膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル（特定（Ⅱ））の算定は、手術時等での単なる尿路確保では、原則として認められない。	トリプルルーメン構造の使用については、一般的には出血に対する持続的な膀胱洗浄を目的とする場合などに使用され、24時間以上体内に留置した場合に算定できる材料である。尿道狭窄等の病名や必要とする詳記等がなく、また、持続的な膀胱洗浄が必要な状態か否かレセプト上で判断できない場合は、原則として認められない。	適用診療年月 令和8年5月診療分
2	脳室穿破を伴う脳出血例に対する、穿頭脳室ドレナージ術を同日2回（左右）の算定について、原則として認められる。	脳出血の脳室穿破や脳室内出血の場合には、血腫が流出しモンロー孔閉鎖等が起こる可能性があることから、両側に穿頭脳室ドレナージ術が必要になる場合がある。 両側同時に行う場合であっても、術野が異なること、及び出血側は血腫の排出目的であり対側は水頭症対策と目的も異なる手術であることを考慮すると、両側2回（左右）の算定は、原則として認められる。	適用診療年月 令和8年5月診療分

No.	取扱い	根拠	備考
3	爪周囲炎に対する爪甲除去(J001-7 爪甲除去(麻酔を要しないもの))の算定について、原則として認められる。	爪周囲炎に対しJ001-7 爪甲除去を行うことを否定する根拠は薄いと想定されるため、爪周囲炎に対するJ001-7 爪甲除去(麻酔を要しないもの)の算定は、原則として認められる。	適用診療年月 令和8年5月診療分
4	維持透析下の二次性副甲状腺機能亢進症に対するオルケディア錠とウパシタ静注の併用投与は、原則として認められない。	<p>オルケディア錠とウパシタ静注については、どちらの医薬品も添付文書において「薬理作用」として「カルシウム受容体作動薬」と記載されており、薬理作用が重複しているため、低カルシウム血症等が発現するリスクが増大する可能性がある。</p> <p>以上のことから、維持透析下の二次性副甲状腺機能亢進症に対するオルケディア錠とウパシタ静注の併用投与は、原則として認められないと判断した。</p> <p>ただし、内服薬の単独投与では効果不十分である等の場合は個別症例に応じて医学的に判断することとする。</p>	適用診療年月 令和8年5月診療分

本件に関する問合せ先

東北審査事務センター

外科・混合審査室 外科審査課 (TEL:022-785-9538) 木村(No1から No3)

外科・混合審査室 混合審査課 (TEL:022-785-9111) 山田(No4)

外科・混合審査室 混合審査課 (TEL:022-785-9052) 菊池(No4)